

## 平成30年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 平成30年7月4日(水) 14:00～15:45

場所 福岡県吉塚合同庁舎7階 特5会議室

委員会委員 15名

出席委員 12名 (井出委員、掛川委員、北村委員、小林委員、最所委員、近松委員、飛田委員、東原委員、三原委員、宮本委員、武藤委員、目野委員)

欠席委員 3名 (井上委員、小野委員、永井委員)

### ◆ 開会

### ◆ 保健医療介護部長あいさつ

### ◆ 委員紹介

### ◆ 委嘱式

### ◆ 定足数確認

### ◆ 議事

- 平成29年度食品の安全・安心確保対策事業実施状況報告
- 平成30年度食品の安全・安心確保対策事業実施計画

#### (事務局説明要旨)

- 平成29年度食品の安全・安心確保対策事業実施状況報告
  - ・ 施策の方向性の1つ目、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において23の施策について取組みを実施した。
    - 具体的には、生産にかかるものとして、農薬等の生産資材の適正使用について生産者への指導、農林水産物のトレーサビリティ推進などに取り組んだ。
    - また、流通から販売段階にかかるものとして、食品営業施設や学校給食施設に対する衛生管理の指導、流通食品の収去検査などを実施した。
    - また、食中毒発生時には、関係機関連携のもと、被害拡大防止及び再発防止の対策を講じた。
  - ・ 施策の方向性の2つ目、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、食品の安全・安心の確保のためには、一義的には食品関連事業者自らの取組を推進する必要があるという考え方のもと、5つの施策について取組みを実施した。
    - 具体的には、GAP及びHACCPについて、導入促進に向けて、県として事業者への支援を行った。

HACCPについては、平成29年度から新規事業として、食品事業者がHACCPの導入を考えた時に県からアドバイザーを派遣する事業を開始し、3か年の事業として取り組んでいる。平成29年度の派遣施設数は25件であり、事業者の方のHACCPが進んだ。

また、食品製造事業者が健康に悪影響を与えるおそれのある製品の自主回収を行う場合、県に報告する制度を設けている。県は、事業者から報告を受けた場合、自主回収情報をホームページ等で広く公表しており、平成29年度は37件の公表を行った。

- ・ 施策の方向性の3つ目、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全性を確保し、食品に対する県民の信頼、安心を確保するために、事業者、県民、県がそれぞれの役割を認識し、相互理解を深めるための6つの施策を実施している。

具体的には、出前講座や講習会、シンポジウム等の開催に取組み、意見交換を行った。

○ 平成30年度食品の安全・安心確保対策事業実施計画

- ・ 5か年の計画である基本計画の中の基本的な流れに沿って、取組みを行っていく。
- ・ 食品衛生法の大改正など食品の安全・安心に関する大きな動きがある。今後、国の動向も逐次把握し、実施計画の中に取り込みながら実施したい。
- ・ 食品表示法の完全施行が平成32年4月となっており、同法に基づく取組みが今後重要になっている。県内の事業者の食品表示の新制度への改正をスムーズに進めていくために、現在、関係課で連携して指導計画を立案している。

(質疑応答)

問 施策①の農薬の適正な使用の指導について、農薬指導士育成の33年度の目標が1,350人、今回1,385人ということで、達成しているのをこれを維持することをこれから続けていくという理解でよろしいですか。

答 そのとおりです。

問 施策②について、肥料の立入検査を1件実施されていますが、これはなぜ立入検査が必要だったのでしょうか。

答 過去に検査を受けていない事業所で、直近の肥料の生産が多い事業所、また、2年以内に登録更新を予定の肥料を製造している事業所を対象として、検査を実施しており、それに該当するものがその件数だったということでございます。

問 施策③について、生産者団体における栽培履歴の記帳の徹底の推進ということで、生産振興大会を1回開催されていますが、参加者数はどのくらいあって、これが全生産者の何パーセントくらいにあたるかというのを教えてください。

答 昨年度の参加者は80名で、生産者の参加は13名です。13名はいずれも県内各JA米麦大豆関係生産部会の代表者です。(県内すべての生産者に対する割合は母数測定が難しく、推計困難ですが) 県域組織としての生産面積カバー率は米で4割、麦大豆はほぼ100%です。〔後日回答分〕

問 施策③について、米トレーサビリティ法に基づく米穀店に対する指導77件ということですが、これが全米穀店の何パーセントに当たるのか、ということをお教えください。

答 米トレーサビリティ制度導入後、製造業者や飲食店等に対して毎年説明会を実施し、普及・啓発を図るとともに、外食店を中心とした事業者に対し、ランダムに巡回調査・指導を行っています。昨年度の調査対象店舗110店舗のうち、77店舗を指導し、その実施率は70%です。〔後日回答分〕

問 施策④について、麦類現地検討会の開催1件ということですが、生産地数がいくつあって、

それのどのくらいの割合について検討会が行われたのでしょうか。

答 県内20JA中19JAにて麦が生産されており、現地検討会では毎年19JAの内6JAの圃場を選定し巡回します。巡回後の検討会では、巡回した圃場以外のJAからも現在の生育概況等の報告があり、県内すべての産地について検討を行っています。〔後日回答分〕

問 施策④について、生産者研修会の参加者数について情報を提供していただきたい。

答 昨年度は178名の農家が参加しています。各JAの麦大豆生産部会長、副部長も出席しており、研修会の内容を各JAの組合員と情報共有しています。〔後日回答分〕

問 施策④について、自主検査の推進というところがありますが、これは農協さんの検査場が久留米にあると思いますけれど、そういうところで実施されているということでしょうか。

答 そのとおりです。県内すべての保管所（各JAの倉庫、カントリーエレベーター等）にある麦の検査を行っています。〔後日回答分〕

問 施策④に関し、地域の単協にはDONの検査センターがあるのでしょうか。

答 地域の単協には検査センターはありませんが、単協は農作物検査を行う機関（地域登録検査機関）であり、出荷されるすべての麦について農作物検査を行っています。農作物検査において、検査員が目視にて赤かびを確認しています。〔後日回答分〕

問 施策④に関し、DONの自主検査は目視検査なのでしょうか。ガスクロや液クロ等での一斉検査ではないのでしょうか。

答 液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフを用いて検査を行います。〔後日回答分〕

問 施策④に関し、DONの自主検査は全体の何パーセントくらいを網羅しているのでしょうか。

答 県内すべての保管所（JA倉庫、カントリーエレベーター）ごとに検査を行っているため、100%網羅しています。〔後日回答分〕

問 施策⑤について、地域講習会10回、巡回指導が180件、立入検査59件というのがありますが、去年の説明では農場の数が619くらいあるということだったと思いますが、そのうちの巡回指導は180件ということでしょうか。

答 そのとおりです。

問 施策⑤について、飼料の製造業者の立入検査件数が59か所となっていますが、製造者数、販売者数の合計はどのくらいでしょうか。

答 製造会社等につきましてはトータル806でございます。生産者の数、いわゆる畜産農家につきましては793です。

問 施策⑤について、普及資料1,700部を配られたということなんですが、配られたものがちゃんと末端の方たちの手元に届いて、それを理解されているのでしょうか。

答 資料につきましては、畜産農家のほうに各農林事務所のほうから配布しております。そこで説明を差し上げております。

問 施策⑥について、農場HACCP認証を受けているのが平成29年の1月の段階では1件あったというような報告を昨年聞いているんですが、この認証を受けられたところというのは増えておりますでしょうか。

答 増えており、現在、3件になっております。

問 施策⑥について、農場HACCP認証については、どのくらいを目指しているのですか。

答 認証農場につきましては、農場ごとの従業員規模によって変わってまいりますので、できるだけ推進したところについては、認証を取っていただきたいというところではありますが、農場の状況もありますので、目標は設定しておりません。

問 施策⑥の農場HACCP認証について、規模によっては難しいと思うので、HACCPの取組みというより、HACCP的な取組みというようなものを県のほうで独自に考えられて、指導されてはどうでしょうか。

答 今回あげました推進農場につきましては、家畜伝染病予防法にあります飼養衛生管理基準を順守するようというところがございますので、まずは、農場巡回による飼養衛生管理基準の指導を徹底させていただきます。これにつきましては、全農家を回って指導しているところがございますので、項目のチェックの取組から始めて、農場によって大きいところと小さいところとがございますので、HACCPの取組農場につきましては、ぜひ推進のほうに移行するような形で指導していきたいと思っております。

問 施策⑦の動物用医薬品対策について、立入検査258件、うち26件違反か所を発見となっておりますが、販売者の数はいくつでしょうか。

答 販売者の数は448件です。〔後日回答分〕

問 施策⑦の動物用医薬品対策について、立入検査258件の中で26件、10%というのはすごく高い割合だと思っておりますが、何か理由等ありますでしょうか。

答 わたしどものほうで、薬剤師はおらず、特定の決まった薬のみを販売している特例販売業者に対し、薬の販売について指導しておりますが、例えば、許可証の掲示がない、届け出られた販売箇所を移動させているなど、細かい間違いがあり、それを随時指導しており、そういう件数がどうしても出てきてしまっております。

問 施策⑨の水産用医薬品対策について、抗生物質残留検査では、何種類の抗生物質について、どのような検査法で、何検体くらい検査されたのでしょうか。

答 どの種類で何回というのはお答えするのが難しいところですが、検査方法は国のほうで示されております抗生物質の残留検査方法に基づいて検査をしており、29年度であれば、サバ、ウナギ、コイ、アユ、ヤマメにつきましてランダムサンプリングを行い、県の水産海洋技術センターの内水面研究所というところで検査を行っております。検体数はそれぞれの魚種について10検体ずつ行っております。

問 施策⑩について、卸売市場等への監視指導の実施ということで27年度は71件、目標として33年度は83件となっておりますが、29年度は37件となっております。50%未満ということで、低かった理由が何かあれば教えていただきたい。

答 29年度は、魚市場に行く件数が減ったため、全体の件数が減少しました。これは、1回の監視で時間をかけて行ったことで件数が減ったということが理由の1つです。また、ふぐに関して色々違反等が起こったため、魚市場の皆さんに集まっていただき、講習会という手法で指導したため、訪問による指導の件数が減ったというのがもう1つの理由でございます。しかしながら、訪問による指導の件数が十分でなかったということは認識しております。翌年については、手法を戻して計画の件数を実施するようにしたいと思っております。

問 施策⑪について、と畜検査、食鳥検査について、検査して不合格になった頭数あるいは羽数というのはどれくらいでしょうか。

答 BSE検査に関しては不合格はございません。  
と畜検査については80,648頭を検査し、全部廃棄となったものが69頭、一部廃棄となったものが47,936件です。食鳥検査については2,857,439羽を検査し、全部廃棄となったものが35,752羽、内臓の摘出禁止となったものが16,010羽、一部廃棄となったものが7,123件です。〔後日回答分〕

問 BSEは24か月齢以上のウシのうち検査件数が2頭ということですね。

答 はい。国で決められた基準に見合ったものを検査しています。

問 BSEについて、24か月齢以上のウシが屠殺されて食用になる数というのは、トータルで何頭くらいいて、そのうちの何パーセントで検査されたんですか。

答 24頭中8頭を検査しました。〔後日回答分〕

問 動物用医薬品について、残留抗菌性物質検査で行っている抗生物質の種類を教えてくださいませんか。

答 国のモニタリングの指針にしたがって行っております。県独自で設定というものはございません。

問 施策⑫の飲食店、食品製造施設等の監視指導について、今回の指導件数が22,821件となっております。平成28年度の数に前に教えていただいたときは、全部で61,976件の飲食店等があって、そのうちの23,000件くらいを今回指導されたということで、あと40,000くらいが平成29年度に検査されていない、指導の対象になっていないということなんですけれど、平成29年度に指導されたところ以外を平成30年度は重点的に指導をして平成33年度の目標28,000件に近づけるといふ理解でよろしいですか。

答 年に1度行くところもあれば、6年に1度という設定のところもありますので、同じところに行かないかという、リスクの高いものは繰り返し行きます。

問 なるべく全部を網羅するような形で、計画が終わる33年度までには進めていきたいという理解でよろしいですか。

答 そのとおりです。

問 施策⑬の学校給食の検査について、何項目についてどんな内容で検査をされたのかということと、残留農薬の検査の項目数等について、教えてください。

答 食肉、野菜、大豆製品又は魚肉練り製品の3検体について検査します。食肉、野菜については、それぞれ腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ、カンピロバクターの3項目と野菜については有機リン酸系農薬1種類を検査します。大豆製品又は魚肉練り製品については、腸管出血性大腸菌O157、一般細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌の4項目と魚肉練り製品については食品添加物も検査します。よって、1施設につき、3検体で10～11項目を検査しています。〔後日回答分〕

問 施策⑮の食品表示の説明会について、参加者数は4,071名ということですが、何回くらい開催されたのでしょうか。

答 昨年度につきましては、製造加工業者に案内して7会場で開催しました。

そのほか、製造業者向け8回、直売所出荷者向け19回、その他の方向け17回開催しました。〔後日回答分〕

問 施策⑯の健康増進法に係る対応件数については、特定保健用食品とかいわゆる健康食品というようなどころでの誇大広告とか、実際に摂取されて問題のあったというのが45件あったというふうに理解してよろしいですか。

答 こちらのほうは、保健所のほうで、例えば道の駅とかに調査に行って、指導させていただいたもので、違反といわれるものがあつたとかといったところは聞いておりません。

問 食品表示法の完全施行がわりと近くなってきたということで、これから相談もたくさん来ると思いますが、食品表示に関する相談窓口の設置による対応件数というのは、品質、衛生、保健事項に関する質問がこれだけあつたということよろしいですか。

答 そのとおりです。

問 施策⑰の検査について、検査件数30件中、3件が無承認無許可医薬品ということで、これも10%の違反というのはけっこう多いような気がするんですが、検査の件数をもっと増やせばもっと増えるというふうに思われますが、平成33年度の目標値を変えるということとは

検討されないのでしょうか。

答 いわゆる健康食品の買上げ件数については、平成29年度より30件へと増やして実施しているところであり、広告表現などから違反の蓋然性が高いものを優先的に選定する等、今後とも効率的な検査に努めてまいります。〔後日回答分〕

問 施策⑳食中毒の病因物質の検査法の研究、㉑環境保全に関する調査研究について、外部評価等が必要と思われませんが、どのように考えられていますか。

答 外部評価委員会は、保健環境研究所に関しては設けられていまして、同じ項目の中で2年なり3年を機に見直しております。

問 施策㉒のGAP導入の推進について、団体の規模がいろいろあり、全て同じGAPというのは難しいと思いますので、HACCPのA基準、B基準のように、対応できるような形で考えていただければと思います。

答 今年2月、国のガイドラインに準じて県GAPを創設いたしました。グローバルGAPは点検項目数が約220項目ありますが、県GAPはその項目を80項目くらいにして、皆さんに取り組んでいただきやすいような、そういう制度を作っております。この制度を活用し、取り組みを広げていきたいと考えているところでございます。

問 HACCPはこれから指導については色々と考えられていくと思いますが、飲食店の施設が61,976件あって、基準Aに対応するところとか、基準Bに対応するところというのが、現段階で件数が分かれば教えていただきたい。

答 基準Bになることがほぼわかっているという飲食店については、県内、政令市を除くと、現時点で20,000弱を推移するということになります。それから、製造加工業は規模とか提供食品の変更頻度などによってAかBかに分かれていますが、まだ具体的な指標といったものが出ていません。今後、ある程度目安といったところを作って、進めていかないといけないと思っております。

問 施策㉓の意見交換会の参加者数923名には出前講座の人数は含まれているのでしょうか。

答 出前講座は含まれていません。数値をどのように表現していくかについて、検討してまいります。

問 施策⑤番の普及資料の配布について、29年度1,700部、30年度450部ということで1桁違いますが、どういったことからこの差が出たんですか。

答 これまで資料の制作につきましては国のほうの予算がありましたが、今年度から全て県でやることになりましたので、予算の関係上、減らさせていただいております。指導の内容につきましては、これまでどおりやってまいりたいと思います。

問 施策㉔の食品衛生総合情報システムの導入について説明をお願いします。

答 営業許可を有される方々の台帳というのは、今までもシステムでやっておりましたが、これを一新し、事務的なデータだけではなく、衛生の監視状態を盛り込める、あるいは収去検査をしたときにその検査結果と台帳をつなげられる、という大きな流れをつかめるシステムを昨年開発しまして、4月から運用しております。今後、総合的な指導ができるようにこれを使ってまいります。

問 施策㉕のHACCP導入の支援で、29年度から3か年事業としてアドバイザー派遣されていますが、かなりの製造業者がいる中で、HACCP導入のアドバイザー派遣をしていく施設の振り分け方とか、そういう考えとか方針、進め方を教えていただきたいと思います。

答 こちらの事業につきましては、アドバイザーを派遣する対象というものを導入部分の支援といったところをコンセプトに設けております。食品事業者の中から、HACCPをこれから取り組もうと意志のある方で、基礎的な知識はすでに持っている方を対象に手を挙げていた

だいています。初年度につきましては、平成27年度に県のほうでHACCPの基本講習会というものを製造業者の方を対象に開催しており、その事業者様に優先的にご案内をしたり、保健所のほうで随時監視をしたりして、HACCPを導入したいという意向のある方を聴取して、選定させていただいております。

問 指導を受けられる素養のあるところを優先してされてるのはいいと思うんですけど、最終的には食の安心安全ということで製造業者に安全性を保つためにですね、素養があるなしにかかわらず、取り組まないといけないところがあるので、目標値とか、導入のさせ方の設定というのはぜひ、県のほうで検討され、うまく方針を明確にして事業者にわかりやすいような目標と導入のさせ方を検討してもらいたいと思います。

答 今後はHACCPも制度化されますので、アドバイザーを活用したり、保健所の職員から指導したり、効果的に進めていきたいと思っております。

問 施策⑯の食中毒対策の中の食中毒発生時の対応というところですが、その中の食中毒処理件数が9件、細菌性食中毒が3件、ウイルス性食中毒が3件、寄生虫が3件ということで、それから、食中毒疑い発生に伴う報道記者発表件数が19件とありますが、これは9件含んでの19件ということですか。

答 そのとおりです。

問 ウイルス性食中毒はノロウイルスでしょうか。

答 そのとおりです。

問 関連で、施策⑭の食品関連事業者における指導的立場となる人材育成の中の水産分野における人材育成について、漁業者に対する指導、講習で、開催回数3回となっていますが、参加者数、特に、県内のカキ養殖業者に対する貝毒及びノロウイルスに関する衛生講習会について、何名くらい参加されていますか。

答 参加人数は把握しておりませんが、県内のカキ養殖を行っている全漁協を対象として講習会のほうを行っております。3回の内訳としましては、豊前海区、糸島、それから県内という形で、カキ養殖業を営む全漁業者の方が参加できるような形で、講習会を行っております。

問 施策⑪の残留抗菌性物質の検査に関して、やはり残留というよりも適切に使用されているかということも重要になってきますし、無害と思われている細菌でも薬剤耐性になって我々の体の中に入ってきて、のちのちということもあります。環境での薬剤耐性菌がいるかどうかというような調査もゆくゆくはしていただけたらと思います。現在、そういった取組み、飼養現場での無害な細菌の薬剤耐性状況というのを把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

答 (1) 昨年、ワンヘルス連携の取組みということで、国内における薬剤耐性の分布が初めて1つの冊子にまとめられ、公表されております。ホームページでも公表されておりますので、1つの参考になろうかと思っております。

(2) 国の事業としまして、十数年前から、通常の家畜の糞便から、大腸菌あるいはカンピロバクターを採りまして、それを薬剤耐性の検査をしております。その耐性菌につきましては、今のところヒトから採れたものと同じものということではないようでございます。

#### (会長まとめ)

- ・ 実施状況報告に関し、数についてはできる限り、全体の何パーセント網羅しているかわかるような形で報告していただければと思います。
- ・ 実施計画に関し、対象施設の選定については、全体をこの計画の中で網羅できるような形になるよう、十分考えながら選んでいただけて指導等をやっていただきたいと思っております。

- ・ 今、出た意見をもとに、各施策について平成30年度についても、適切に実施、履行していただきたいと思います。

## ◆ その他

- 食品衛生法等の改正について（情報提供）

### （事務局説明要旨）

- ・ 6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」について、特に、食中毒事案への対策強化、HACCPに沿った衛生管理というのは、国が特に力を入れているものです。
- ・ HACCPに沿った衛生管理というのは制度化されまして、全事業者にHACCPが何らかの形で及ぶ予定です。
- ・ 食中毒事案への対策強化の背景としましては、食中毒は県、政令市で担当しておりますので、どうしても広域的なものを取り逃がしがちであるため、ここについて国がイニシアチブをとっていくというようなことが書かれておりまして、国は地域ブロックごとに広域連携協議会などを準備しているようです。
- ・ 営業許可の制度の見直しについては、これも法が始まって以来初めて、現状に沿った許可や届出の立てつけを大きく変えていこうというものです。業界の方へは、今後情報が分かり次第、提供していきたいと思います。
- ・ この施行時期につきましては、即施行されるものもございますけど、最長のもので3年後の施行を設定しているということになります。
- ・ 今後とも、この法改正の状況については、委員の方々にも情報提供してまいりたいと思います。また、これに沿いまして、県でも条例、細則等の改正も必要となってまいりますので、順次実施していく予定としております。

### （質疑応答）

問 屋台は関係あるのでしょうか。

答 はい。

問 県のほうで屋台の設置件数は何件でしょうか。

答 県域については屋台はゼロです。

- 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

## ◆ 閉会